(工学部内規程第27号)

鳥取大学大学院工学研究科研究報告編集委員会規程

- 第1条 鳥取大学大学院工学研究科に,研究報告編集委員会(以下「委員会」 という。)を置く。
- 第2条 委員会は、研究報告の編集及び刊行に関し、次に掲げる事項を審議する。
 - 一 論文の投稿・審査・編集に関する事項
 - 二 論文・著書要録に関する事項
 - 三 経費に関する事項
 - 四 その他必要な事項
- 第3条 委員会は,各講座の教授,准教授又は専任講師のうちから選出された 各1人をもって組織する。
- 2 委員会が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員を加えることができる。
- 第4条 前条第1項の委員の任期は、2年とし、再任されることができる。 1年ごとに委員の半数を交替するものとする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第2項の委員の任期は、委員会が定める。
- 第5条 委員会に委員長を置き,委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 第6条 委員会は、審議した事項のうち重要事項について、研究科委員会に報告し承認を得るものとする。
- 第7条 委員会の事務は、工学部事務部において処理する。

附則

この規程は、昭和45年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この規程は、昭和51年3月27日から施行する。

附則

この規程は、昭和59年12月16日から施行する。

附則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成10年12月21日から施行する。
- 2 この規程改正の際,現に委員である者の任期は,改正後の第4条第1項の 規定にかかわらず,次のとおりとする。

改正前の任期			改正後の任期		
自至	平成10年 1月 1日 平成11年12月31日	自至	平成10年平成12年		
自至	平成10年 1月 1日 平成11年12月31日	自至	平成10年平成13年		

附則

- この規程は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。